

食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

6月24日 福島県郡山市会場

質問者	質問の内容	回答
1 消費者	輸入食品の相手国の検査体制に伴う 取組み方について、 ①相手国の使用農薬の把握方法 ②国としてのデータベースの公開 等、情報公開に向けた我が国の取組 みを知りたい。	厚生労働省では、米国、豪州等の主要輸出国に ついては、使用が認められ残留基準が設定され ている農薬等について情報収集するとともに、モ ニタリング検査により残留実態を把握していま す。なお、米国、豪州等の主要国輸出国で使 用が認められ残留基準が設定されている農薬等 については厚生労働省ホームページでも公表し ています。
2 食品等 事業者	輸入食品に対しての安心感はありません。安全確認が不安。	輸入食品の安全性確保に当たっては、効果的、 効率的、重点的に監視を行うため、毎年度国民 の意見を聴いて策定する輸入食品監視指導計 画に基づき実施しています。具体的には、輸出 国、輸入時、国内の3段階で必要な対策を取るこ ととしており、こうした内容は厚生労働省のホー ムページなどでも公表しています。
3 食品等 事業者	輸入食品の安全性確認の方法論はど のようなかたちで行うのか？	
4 消費者	輸入食品の検査する量、品目はどの程 度の割合なのですか	輸入食品の検査は、違反の可能性に応じて、効 果的、効率的、重点的に監視を行うこととしてい ます。具体的には、これまでの違反(検出)事例 や海外での情報に基づき、違反の可能性が高い ものは、品目ごとに100%検査を実施(検査命 令)し、その他のものについてはスクリーニング的 に抽出検査(モニタリング検査)を実施していま す。 なお、モニタリング検査の計画件数については、 統計学的に一定の信頼度で違反を検出すること が可能な検査数をもとに、食品群ごとに違反率、 輸入量を勘案して設定しています。
5 消費者	検査する検査官の人数はどのように なっているのですか	輸入時において輸入食品の監視を行う食品衛生 監視員は300名(平成17年度)で、そのうち保管 場所でのサンプリングや臨検検査、検査室での 試験検査等を分担して行っています。 また、食品衛生法の改正により、平成16年度か ら試験検査を民間の登録検査機関に委託するこ とが可能となったことから、必要に応じて活用し ているところです。
6 消費者	検査結果の情報公開はどのようになっ ているのですか	輸入時における検査結果は輸入食品監視指導 計画に基づき、年度途中及び年度終了後に公表 することとしています。(平成16年度の間報告 についてはこちら http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/11/h1105-4.html を参照ください。) また、違反が確認された輸入食品等について は、食品衛生法第63条に基づき、厚生労働省 ホームページに公表しています。
7 生産者	今年の3/31の輸入食品モニタリング 通知で、検査項目として200農薬が発 表された。その数もさることながら、これ までの通知でこのような情報が公表さ れることはなかったように理解しており ます。手の内を明かしてしまっはモニ タリングの意味がないのではないでしょ うか。	年度当初のモニタリング計画における検査項目 については、これまでも求めに応じて公表してき たところです。この検査項目は、一般に行ってい る検査項目であり、海外情報や国内での検査結 果等の検出情報に応じて本項目以外の項目につ いてもモニタリング検査の実施や検査強化等 を行っています。

	質問者	質問の内容	回答
8	青果物生産組織	残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について ・制度の内容がわからない。(どこからも説明がない) ・日本国土の中で混作されている中、ドリフトによる農薬の残留について、どのような対策を講じるのか？ ・現在の残留農薬に関し、食品衛生法と農薬取締法のどちらを重視すべきなのかわからない。 ・青果物生産者にもわかりやすく納得できる説明が欲しい。	残留農薬等のポジティブリスト制度については、今回のようなリスクコミュニケーションをはじめ、業界団体等を通じて制度の理解が進むよう取り組んでいます。また、厚生労働省のホームページでも資料などを公表しています。農薬取締法は農薬の使用などを規制するものであり、食品衛生法は食品の安全を確保するため必要な規制を行うものです。食品に残留する農薬について、農薬取締法による規制に従い適正に農薬が使用される場合、食品衛生法に定める残留基準に違反することはないと考えます。ドリフトへの取り組みは以下の15番の回答を参照ください。
9	食品等事業者	暫定基準案で参考としたCodex基準及び5カ国・地域基準以外の国々の食品に対して、一律基準は非関税障壁とは言わないまでも、間接的な農薬の使用制限にあたると考える方は多いようです。そのような意図をもって制定しているのですか。	暫定基準は、国民の健康保護を図るとともにポジティブリスト制度の円滑な施行を図る観点で設定するものです。国民の健康保護の観点から、暫定基準の設定にあたって参考とする基準は安全性について科学的評価に基づくものとしています。一律基準は、基本的に使用が認められていない農産物－農薬の組み合わせ等に適用されることから、そもそも使用制限にあたるとは考えていません。また、ポジティブリスト制度は残留規制であって、使用を規制する制度ではありません。なお、基準の設定及び改正をについて海外等から要請する制度を設けています。
10	食品等事業者	一律基準が適用される農薬に未知農薬と既知農薬があるとのことですが、暴露評価の際のTMDIやEDIを計算するにあたって、Σ(一律基準×既知農薬×全食品)として計上するのでしょうか。	先に公表した一律基準(最終案)で、一律基準設定の考え方を示し食品からの暴露を検討した結果を示しています。
11	消費者	輸入食品の安全確保:日本人の食習慣を重視し、摂取量が欧米と違うことを前提に考えなくてはいけない。安全基準は日本人にとっての安全基準でなければ意味はない。かえって害になる。	食品衛生法に基づき設定される農薬等の残留基準などの規制はすべて、我が国の国民の食品摂取量に基づき設定されています。
12	食品等事業者	加工食品も対象となるポジティブリスト制度において、加工食品における判断基準は、希釈又は濃縮係数と原料での基準からの掛け合わせで算出すると聞いております。例えば、ある未知農薬(定量限界0.01ppm)で0.02ppm検出され一律基準違反となる原料があるとして、希釈倍率10倍で配合する加工食品では、理論上0.002ppmで定量下限を下回り不検出となってしまうますが、この場合の法的な取り扱いを教えてください。	加工食品について暫定基準を設定していないものについては、原材料に用いられた食品に設定された基準に合致しなければなりません。加工食品で農薬等の残留が認められた場合、原材料比や水分含量などを用いて換算した結果と原材料に定められた基準を比較することで、違反の蓋然性を判断することとしています。なお、換算した値と試験法定量限界を比較する合理性はないと考えます。このため、食品を取り扱われる方々におかれては、原材料からの衛生確保に努めていただくことが大切です。
13	食品等事業者	食品添加物は今回の制度の対象外となりますが、加工食品で検出された農薬が食品添加物由来の場合はどうのような取り扱いとなるのか教えてください。	加工食品についてはまず一律基準で判断し、一律基準を超える場合原材料などで違反の蓋然性を判断することとなります。ご指摘のような事例が現実にあるかよく分かりませんが、食品添加物は今回のポジティブリスト制度の対象外です。

	質問者	質問の内容	回答
14	行政	残留農薬基準は成分名で記載されているが、消費者にとってもわかりづらい名称である。農薬の成分名は専門用語であるため、消費者からすれば全くなじみのない単語であり、また農薬を使用している生産者にあっても成分名は覚えにくいことから商品名を基に管理している場合が多いようである。成分名について分類を容易にし、理解を深めるよい方法はないか？（使用目的、使用回数や使用期限設定の根拠、名前の由来など）	農薬の中には違う名称であっても同じ有効成分を含むものや、一つの農薬の中に複数の有効成分を含むものもあるため、商品名で管理しようとした場合、かえって複雑になります。
15	食品等事業者	農薬のドリフト等のリスクを農水での行政指導上どの様に現場に落とし込んでいくのか？	ドリフト防止対策については、関係団体等が「ドリフト対策連絡協議会」を結成し、平成15年7月には、「農薬散布時のドリフト防止対策ガイダンス」を作成、配布するとともに、インターネット（ http://www.jppn.ne.jp/jpp/public/sanp.html ）を通じて公表しているところです。また、平成16年度からは、「農薬飛散影響防止対策事業」により、ドリフト防止及び低減に資するための技術開発を進めており、今後、得られた成果を現場に普及しています。
16	その他	土壌処理農薬代謝物の後作への影響や近隣作物へのドリフトによる影響について強い関心を持っています。実態調査を行った資料があればご提示いただければ幸いです。	土壌中半減期が1年を超える農薬については、後作に影響がないことが確認されなければ登録されません。ドリフトについては、国として実態調査を行ったデータはありません。
17	食品等事業者	18年5月からは700以上の全農薬を分析するのでしょうか。	食品の安全性確保のため、生産地域の実情等を踏まえて、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施する必要があると考えています。したがって、全ての食品に対して700項目以上の全農薬を検査するのではなく、違反（検出）事例等を考慮して、効率的かつ効果的に検査項目を設定する予定です。 福島県においては、本年度は、82農薬、220検体の検査を予定しています。ポジティブリスト制導入後については、農産物ごとの使用実態を考慮しながら、検査の作業を進めていくと考えています。
18	食品等事業者	残留農薬検査に時間と料金がかかりすぎ実効的でない。栽培期間の短い青果物は検査結果が出るまでに出荷終了になる可能性もある事実	残留農薬基準の遵守は、製品の検査のみではなく、適正に農薬を使用することが重要です。上述（8番）の回答にもあるように、農薬取締法による規制に従い適正に農薬が使用される場合、食品衛生法に定める残留基準に違反することはないと考えます。
19	食品等事業者	一律基準と定量下限について質問ですが、残留農薬分析において、感度が悪く、定量下限値が一律基準値を確保できないような成分については、どのように対応すればよいか。	先般公表した暫定基準（最終案）等では、地方自治体等で監視に使用する分析法の定量限界が一律基準最終案(0.01ppm)を超えるものについては、各分析法の定量限界に相当すると考えられる値を定めることとしています。

	質問者	質問の内容	回答
20	消費者	農薬使用基準は外国と日本では異なっていると思うのですが、外国の農家は日本の基準の指導を受けて生産しているのですか。特に回数、時期、濃度について。	食品安全基本法では、輸入者等の食品関連事業者自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有しており、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有するとされており、第一義的に輸入者が我が国の食品衛生法の規定に適合した食品を輸入するため、必要な措置を取る必要があります。 また、食品衛生法は農薬等の残留基準を定めたものであり、農薬等の使用を規制するものではありませんが、厚生労働省としては輸入食品監視指導計画にもあるように、輸出国における衛生対策を推進しており、輸出国政府に対し検査強化食品や違反事例の情報提供を行うとともに、我が国の食品衛生規制の遵守について要請を行っています。 さらに、違反の可能性が高い食品については、現地調査や二国間協議を通じて、輸出国での適正な農薬の使用・管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等、食品安全対策の推進を図っています。また、必要に応じて専門家を派遣する等、現地調査を行っています。
21	消費者	最近特に食の安全・安心が叫ばれて地産地消に力が入れている時代、輸入食品が多く店頭に並べられています。有機栽培、低農薬、減農薬、トレーサビリティ等、皆熱心に取り組んでいます。輸入食品の安全確保のため残留農薬のポジティブリスト制が導入されることは大変よいことだと思います。	ご意見ありがとうございます。
22	消費者	BSEの飼料の問題を重視しなくてはいけない。20月齢以下の検査はなくてよいものかもしれないが、飼料販売の届け出制ですり抜けてしまう危険な飼料が輸入されることもあり得る。また、米国での飼料に関わる曖昧さがある限り安全性が疑わしい。	飼料規制の実効性確保を強化するため、国内における飼料の販売段階については、販売段階での小売業者の届出を義務化し、罰則を設けることとしています。この制度の導入に当たっては、都道府県等による周知・指導が徹底されるよう、取り組んで参りたいと考えています。さらに、輸入段階についても輸入業者への飼料原材料の届出を義務化し、罰則を設けると同時に、独立行政法人肥飼料検査所において的確な輸入飼料に関する検査を行うこととしています。 また、米国産牛肉の輸入再開については、我が国に輸入される米国産牛肉が国産牛肉と同等の安全性が確保されているかどうかについて科学的に審議していただくよう食品安全委員会に諮問したところです。飼料規制の実態を含めた米国のリスク管理状況等についても、必要な情報を提供し、食品安全委員会での審議に供していきたいと考えています。 今後とも、BSE問題については、食品の安全と消費者の信頼の確保を大前提に、科学的知見に基づき適切に対処していくこととしています。

	質問者	質問の内容	回答
23	消費者	遺伝子組換え大豆は相当量輸入されていると思いますが、大豆製品の表示に遺伝子組換え大豆使用又は不分別の表示は皆無なのはどんな理由からですか。	大豆又は、豆腐、納豆、みそ等大豆を主な原材料とする加工食品に遺伝子組換え大豆を使用している場合、原則、遺伝子組換え大豆使用又は不分別の表示が必要です。そうした食品であって、遺伝子組換えに関する表示がないものは、遺伝子組換え大豆又は、それを主な原材料とする加工食品ではないと考えられます。遺伝子組換え又は不分別の大豆は、飼料や表示義務のない大豆油などの加工食品の原料とされ、遺伝子組換えでない大豆が、豆腐、納豆やみそ等に用いられているようです。
24	消費者	6月19日付の新聞によりますと、中国が鶏インフルエンザが流行するのを抑えるため、人の治療に使う薬「アマンタジン」を鶏に大量に与えていたこと、この結果ウィルスが薬に対する耐性を獲得し、人にはもう効かない恐れが強いとしている。人の抗ウィルス薬を家畜に流用することは、耐性の危険を高める恐れがあり、国際指針でも認められないとの報道がありましたが、日本ではどのように対処されるのでしょうか。また、日本では養殖、養畜事業に成長促進剤や病気の予防薬等として、動物用医薬品や飼料用添加物等としてかなりの量の使用が指摘されておりますが、耐性菌対策は今後農薬等のポジティブリスト制では強力に推進していたきたい。	この問題には、食品の安全の観点(食品に残留する物質などの危険性の観点)と人の感染症対策に対する観点と2つの内容が含まれています。食品の安全の観点からは、食品に残留する抗ウィルス剤が人の健康に悪影響を与えないかどうかが重要になってきます。ポジティブリスト制度では、基準のないものが一定量以上残留する食品は、販売等が禁止されることになります。なお、我が国においては、動物用医薬品については薬事法及び獣医師法、飼料添加物については飼料安全法により規制が行われています。また、動物用医薬品や飼料添加物として抗菌性物質を使用することにより薬剤耐性菌が選択され、人の医療に影響を及ぼす可能性については、現在、科学的な評価を行っているところです。
25	消費者	基準が設定されていない農薬等が使用された食品が流通することはあるか。その場合の対応は？	現在の制度では、基準のない農薬等が残留していても基本的に販売等の規制はありませんが、ポジティブリスト制度が施行されれば、基準のない農薬などが一定量以上残留する食品の販売等は禁止されます。
26	消費者	農薬等の残留基準は人が摂取する農薬は多種類に及ぶと思うが、毒性評価は総合的に行われるのか？	農薬の毒性評価は、個々の農薬ごとに、急性の影響から慢性影響、催奇形性、次世代への影響などを調べ他結果に基づき行われています。多種類の農薬の組み合わせ全てについて評価をすることは技術的に困難です。農薬のリスク管理は、例外はありますが動物実験で求められた無作用量の100分の1であるADI以下に人の摂取量を抑えるよう行われていますが、そのような摂取状況において、複数の農薬の残留により、著しく毒性が増強されるような事例は、知られていません。
27	消費者	残留基準の設定は単なる毒性評価だけでなく、身体的弱者(子ども、老人)へ配慮した基準を求める。	現在、残留農薬基準の設定に当たっては、国民平均での農薬の摂取量以外に、幼小児、妊婦、高齢者についても考慮し基準を設定しています。

	質問者	質問の内容	回答
28	消費者	抗生物質耐性菌問題について ・飼料添加物、動物用医薬品として食品生産の場で医療用の3倍を上まわる量が使用されているといわれるが、現状を知りたい。 ・家畜の糞尿が有機肥料として使用されているが、耐性菌は消滅してしまうのか？	・抗菌性の飼料添加物及び動物用医薬品の使用量の合計は、人用の2倍程度と考えられます。そのような中で、飼料添加物としては主として動物専用のもの、動物用医薬品については古い抗菌剤が中心として使用されており、人用医薬品として重要なものは限定的に使用されています。いずれにしても、動物用医薬品については薬事法、飼料添加物については飼料安全法に基づき適正に使用されるよう規制が行われており、適正な使用によって、薬剤耐性菌の選択を可能な限り抑制していく必要があると考えています。また、現在、薬剤耐性菌の観点から抗菌性飼料添加物及びそれと同一又は類似成分の動物用医薬品について、食品安全委員会に食品健康影響評価を求めている、今後その評価結果を踏まえて対応していくこととしています。 ・家畜のふん尿等を使用した「たい肥」は、微生物による発酵過程を経て製造されますが、この際、病原菌や寄生虫、雑草の種子などが通常死滅する60度以上に上昇します。農林水産省としては、たい肥を生産する場合には、切り返しを適切に行うことでたい肥中心部だけでなく表層も高温となった状態で発酵させ、熟成期間も十分取る等、病原菌が死滅するまで十分な発酵を行うよう、指導しているところです。
29	消費者	リスクコミュニケーション、トレーサビリティシステム等一般消費者にはわかりにくい。わかりやすい日本語で表現する方法を。	いろいろな方が試みたのですが、良い日本語がないというのが現状です。これらの言葉がどのような意味を持つかなど、解説を加えながら、わかりやすい説明に努めていきたいと思っています。
30	消費者	行政関係機関の水際対策が重要ポイントと思いますが、行革等での体制で絵に描いた餅にならぬように。	いただいたご意見にお答えできるよう、安全対策の推進に努力します。